

10 穴水中学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する基本的な考え

1 いじめの定義 ～「いじめ」とは～

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

（「いじめ防止対策推進法」第2条に基づく）

2 「いじめ」の基本認識

いじめ問題にとりくむにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」ととりくむとともに、「いじめ」が認知された場合の「早期対応」に的確にとりくむことが必要である。「いじめ」には様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 「いじめ」は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」はいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」は家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ 「いじめ」は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となってとりくむべき問題である。

II いじめ防止のために

1 未然防止の方法

未然防止の基本は、生徒が親友や教職員と信頼できる関係にあり、安全で安心して学校生活をおくることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に活躍できる学校づくりにある。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで、日常的に「いじめ」の問題に触れ、生徒一人一人に「いじめを許さない」という気持ちを醸成していく。また、生徒会との協力で、「いじめ防止集会」や「いじめ実態アンケート」等を行い、学校全体で許さないという雰囲気をつくっていく。

② 「わかる・できる」と実感できる授業づくり

学校生活で一番長い時間を過ごす授業を大切に、「授業について行けない」「分からない」という焦りや劣等感などが過度のストレスとならないように、一人一人を大切にした授業づくりが大切である。校内研修と連動して「わかる・できる」授業づくりのため、授業改善に取り組んでいく。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

いじめにつながりやすい「ねたみ」や「嫉妬」などの感情を減らすため、生徒一人一人が

認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、一人一人が活躍できたり、多の人の役に立っていると感じられたりするような機会を多く設定し、生徒の自己有用感を高められるように努める。また、自己肯定感を高められるよう困難を乗り越える体験の機会を意図的に設定する。

④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒会主催で、「いじめ防止集会」を行う。また、生徒会主催の「いじめ実態アンケート」などを行い、生徒自らが学び、主体的に考え解決する、いじめゼロの学校づくりに取り組ませる。

⑤ 部活動全員加入制

縦割りの人間関係の中から互いに認め合い一つの目標に向かって競い合うことで、健全な精神を養う。それを土台にしていじめはやってはいけない行為であることを、生徒各自が真に理解し、行動できるようにする。

⑥ アンケートによる取組の検証

年2回の学校評価アンケートで「いじめについての取組」に関わる質問項目を設定し、取組について検証し改善につなげる。

〈検証項目〉「いじめられないか不安を感じている」生徒の割合が5%以下を目指す

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、子供のささいな変化に気づく力を高めることや、積極的にいじめを認知することが必要である。

① アンケート調査や教育相談の実施

- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談を年間計画に基づき実施

② 教師と生徒の信頼関係の構築

- ・休み時間や放課後等での会話や声かけ
- ・生活ノート等での交流
- ・授業時間・部活動を通じての生徒の変化をつかむ

③ 家庭や地域との連携

- ・保護者アンケートや保護者懇談
- ・校区の公民館や校区小学校や高校、児童相談所、町健康推進課などとの情報交換

④ 職員間の情報共有

- ・いじめについて集まった情報については、生徒指導委員会で確認し、学校全体で共有する

⑤ 双方の家庭への連携と協力依頼

Ⅲ いじめへの対処

1 組織的な指導體制

本校では、いじめ問題対策チームを生徒指導委員会と併設しており、毎週、定期的に情報を報告・共有するための会議を開催する。いじめを把握した場合は、いじめ問題対策チームを中心に、管理職・学級担任・級外・部活動顧問など関係者と連携しながら組織的に対応し根絶することとする。

2 関係機関との連携

本校では、学校がいじめを認知した際、校長が責任を持って教育委員会に報告する体制になっている。その上、生徒に対して教育上必要な指導を行う。それにもかかわらず、指導に十分

な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を守るという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。速やかに削除することが難しい場合は、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察などの関係機関と連携して対応にあたる。

4 いじめ防止の対策のための具体的な取り組み

① 授業改善に関わる取り組み

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点で、積極的に授業改善を行う。その際、本校の研究で進めている「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識した授業展開を全職員で共通理解し、実践を行う。

② 道徳教育や人権教育の拡充

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うように、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の拡充を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取り組み

「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識した授業研究を行ってきたことを生かし、授業の場面で「共感的人間関係」「自己決定」「自己存在感」を意識し、授業展開を行う。

また、学校行事や体験活動などを通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力をはぐくむために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように意識的に活動を工夫する。

④ 生徒会の取り組み

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考えいじめを防止するように、「いじめ防止集会」や「いじめ防止標語」などの取り組みを行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達段階に応じて行う。携帯電話・インターネットやSNSをめぐる問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

⑥ アンケートや教育相談

全校対象の「いじめアンケート」を実施する。（※年間5～6回）また、学期に1回は教育相談を行い、いじめの実態把握・早期発見に努める。

⑦ 校内研修の実施

全教職員の共通理解を図るため、少なくとも年1回以上、年間計画に位置づけて、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校基本方針の策定後、生徒の保護者・地域に対して、その趣旨などの説明を行う。また、学校のホームページでも公表を行う。学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や結果等を発信する。

⑨ 年間計画の作成

上記①～⑧について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その取り組みについて検証する。

IV 重大事態への対応

1 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

2 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

3 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書を調査結果に報告に添えて教育委員会に送付する。

V 年間計画

月	学校行事	生徒会 育友会	アンケート 教育相談	校内研修等
4月	入学式・始業式 修学旅行 バス遠足	スローガンの作成 あいさつ運動 登校指導	※	いじめ対応マニュアルの確認 配慮が必要な生徒の把握
5月		あいさつ運動 穴中タイム	教育相談週間 ハイパーQU実施 いじめアンケート	いじめ対応アドバイザー招聘① 小中連携部会
6月		あいさつ運動	※	校内研修（生徒理解）
7月	終業式 保護者懇談会		学校評価アンケート いじめアンケート	1学期のまとめ 小中連携部会
8月			※	校内研修（事例検討） 学校関係者評価委員会
9月	始業式 体育祭	グッドマナーキャンペ ーン	いじめアンケート	
10月	文化祭	登校指導	ハイパーQU実施 ※	小中連携部会 校内研修（生徒理解）
11月		あいさつ運動 穴中タイム	いじめアンケート 教育相談週間	いじめ対応アドバイザー招聘②
12月	保護者懇談会 終業式		学校評価アンケート ※	2学期のまとめ
1月	始業式	3年生への受験エール	いじめアンケート	
2月	新入生説明会	卒業に向けて	教育相談週間	小中連携部会 学校関係者評価委員会
3月	卒業式 終業式	新入生を迎えるにあた って	いじめアンケート	年度のまとめ 年間計画の検証・見直し

※生徒指導委員会（兼いじめ問題対策チーム）

→毎月管理職、各学年の生徒指導担当、養護教諭、児童生徒支援担当で情報交換を行う。
（※兼任あり）→運営委員会→職員会議